○愛南町建設コンサルタント業務等最低制限価格制度取扱要領

平成25年3月25日 訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛南町が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札は、設計金額が130万円を超える建設コンサルタント業務等とする。ただし、当該競争入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額以上とし、算定した額に1 万円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格制度を適用するときは、入札の公告又は入札通知書に当該入札が最低 制限価格制度の対象となっていることを明記するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札者を失格とし、 最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。